

2. 事業認可について

事業認可（概要）

【告示日】

令和8年2月24日

【施行者】

千葉県

【都市計画事業の種類及び名称】

市川都市計画道路事業 3・3・9号
柏井大町線

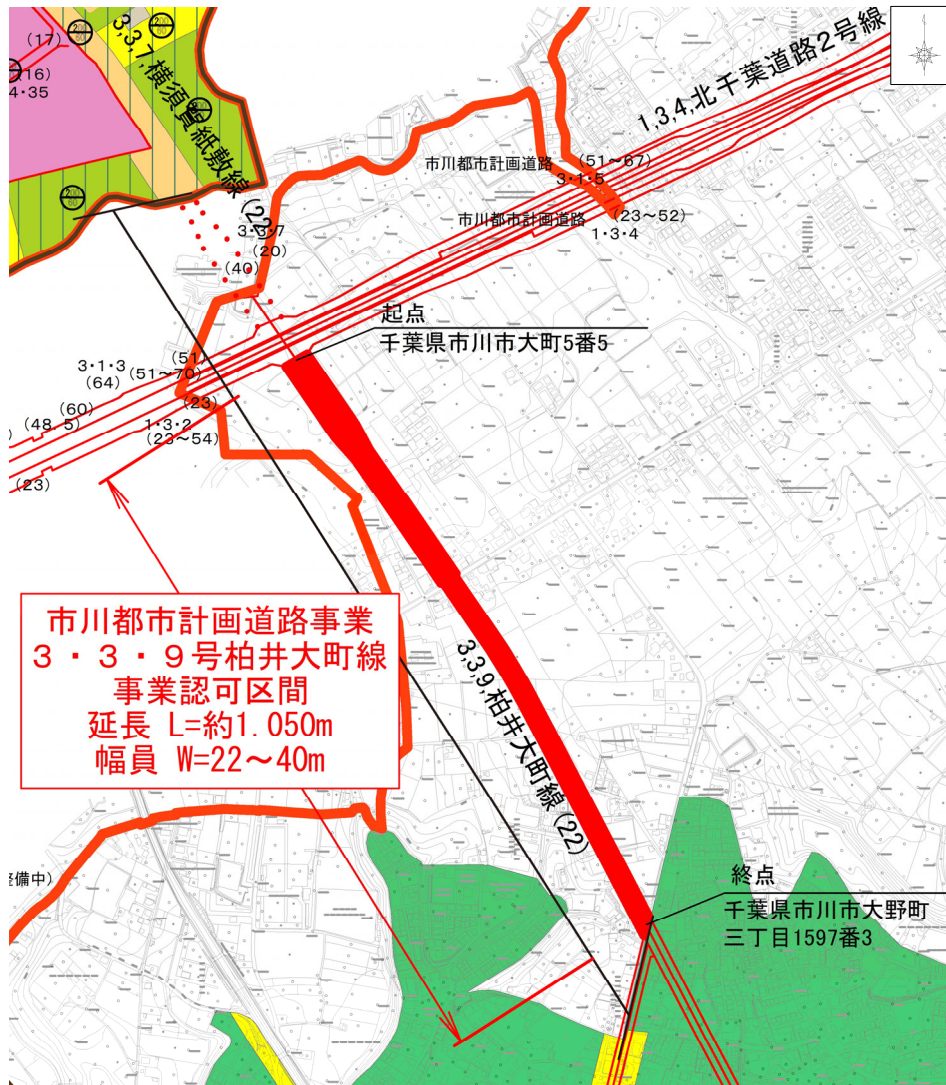
【事業地】

収用の部分 千葉県市川市大町及び大野町
三丁目地内

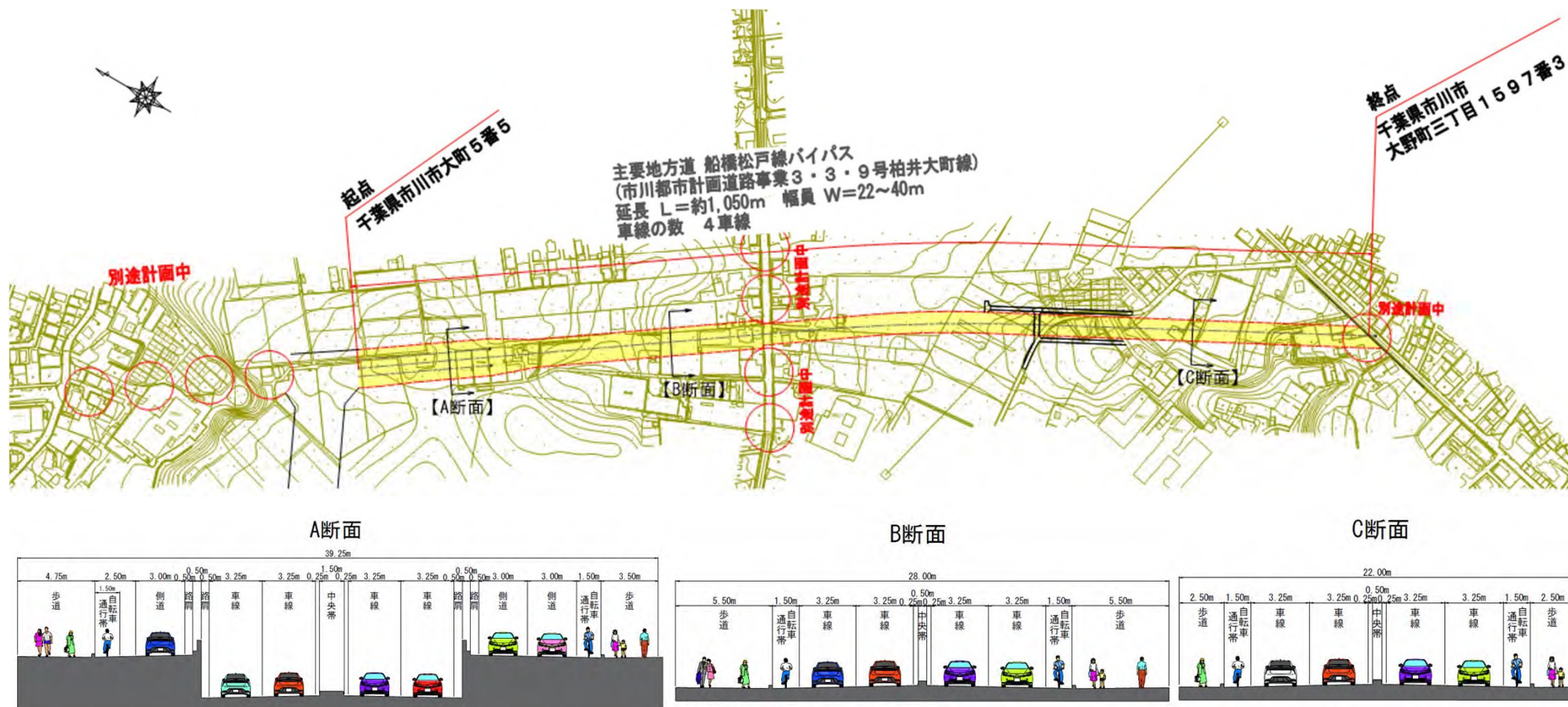
使用の部分 千葉県市川市大町地内

【設計概要】

延長 約1,050m 幅員 22~40m
車線の数 4車線



事業認可（全体図）



事業認可（法的効力）

事業認可告示後は事業地内において、以下のような都市計画法上の効力が発生します。

①【建築等の制限（都市計画法第65条）】

事業地内で土地の形質の変更、建築物の建築や工作物の建設等を行おうとするときは、市長の許可が必要となります。

②【土地建築物の先買い（都市計画法第67条）】

事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする場合は、施行者（千葉県）への届け出が必要となります。

③【都市計画事業のための土地等の収用又は使用（都市計画法第69, 70条）】

都市計画事業は事業認可をもって、土地収用法の事業認定の告示とみなされます。

事業認可（道路法上の制限等）

●道路予定区域の制限（道路法第91条）

今後、道路の区域が決定された後、道路が供用開始（道路の開通）されるまでの間に土地の形状を変更したり、工作物を新築等する場合は、道路管理者の許可が必要となります。

